

「公益委員見解」

令和8年8月26日

- 1 令和8年度の青森県最低賃金の改定に当たっては、これまで6回にわたって専門部会を開催し、最低賃金法第9条第2項に定められた法定3要素に基づき、各種指標や最新の経済雇用状況等地域の実情を踏まえ、適正な金額について、熱心な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。
- 2 審議においては、労働者代表委員及び使用者代表委員の主張を考慮しつつ、当専門部会として一致点を取りまとめるべく最大限努めてきたところである。労使双方から一定の歩み寄りがあったものの、主張の隔たりは大きく、遺憾ながら最終的な合意には至らなかったものである。
- 3 このため、公益委員としては、法定3要素、県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情、中央最低賃金審議会の示した目安答申及び目安制度の在り方に関する全員協議会の考え方を踏まえたこれまでの検討結果等を総合的に勘案して、公益委員としての見解を表明することとする。
- 4 現行の青森県最低賃金「時間額1,029円」を61円引き上げて1,090円とすることを提案する。
- 5 労使各側が主張する額とは隔たりのある額ではあるが、青森県内の最低賃金近傍で就労する労働者の生活保障や労働条件の改善、地域経済の健全な発展に、労使ともども力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に対して、是非とも御理解と御賛同を賜りたい。
- 6 中央最低賃金審議会が示した目安額（56円）を5円上回る額を示した本結論は、
 - ア 青森県においては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で3番目に小さく、全国平均との乖離も大きいこと。この差が小さいままでは、最低賃金近傍で働く県内労働者の勤労意欲の低下につながりかねないこと
 - イ 青森県内において、依然として、全ての県民が生活する上で欠かすことのできない「食料品」の物価上昇が全国と比べて高水準で推移していること
 - ウ 青森県の地理的特性から、県内で生活する上で必要不可欠な冬期における「灯油」の物価上昇が全国と比べて高水準で推移していること
 - エ 青森県内において、雪害等の影響と思われる「設備修繕・維持」の物価上昇が全

国と比べて高水準で推移していること

オ 青森県の喫緊の課題である県内からの人口流出に歯止めをかけるためには、本県と比較して賃金水準の高い地域への労働力人口の流出にも留意し、引き続きこれらの地域との地域間格差の是正を図っていく必要があることに配意した結果である。

7 また、改正後の青森県最低賃金の発効日については、最低賃金制度の趣旨に鑑み、法定発効による最短の令和8年10月29日を発効日とする。

8 この結論が、最低賃金近傍で働く者を含む県内労働者の生活水準の向上及び県内事業者の人手不足の解消、並びに若年層の県外転出率の縮小に繋がることを期待する。

以上